「洞爺湖有珠火山マイスター制度素案」についての意見

ＮＰＯ法人有珠火山の会
理事長　仲島輝夫

新たに設けられる火山マイスター制度が、既存の火山学習活動を盛んにし、地域の防災力を高めるとともに、平常時には来訪者へ地域の魅力を発信する役割を十分に果たすことを期待しております。

１）マイスターの称号を与える組織について
社会的な信頼と説得力を有するためには、誰に認証してもらったのかが問われます。例えば知事、胆振支庁長なのか、自治体の首長なのか誰が資格を与えたのかという点です。また、検討委員会には法人格のある組織が多数含まれており、そのメンバーがマイスター候補と想定されます。以上の点から認証団体は、法人格のある組織とし、その代表者からの認定書であることが最も望ましいと考えます。

２）２０年度の取り組みについて
上記条件を整えるとした場合
１．認定組織の発足、２．テキストやパンフレットの認定　３．各団体の共通ツールの開発　３．サポーター登録と講座の実施　４．マイスター認定
といった取り組み順が、後日トラブルを生じさせない手順であると考えます。

３）称号について
「火山マイスター」「火山サポーター」の称号は、日常語として定着している言葉の組み合わせではありますが、日本語、ドイツ語、英語と語源が不統一です。
外国人を案内するケースもあり、現地で使う名札の肩書き、パンフレットやホームページでの外国語表記を統一すべきと考えます。使用頻度を考えると、英訳名、中国語訳名をあらかじめ設定すると良いのではないでしょうか。

火山マイスター制度平成21年度以降の運営組織と体制について

1. 事務局の維持費用について

2. マイスターの維持について

3. 資格制度の運用イメージ

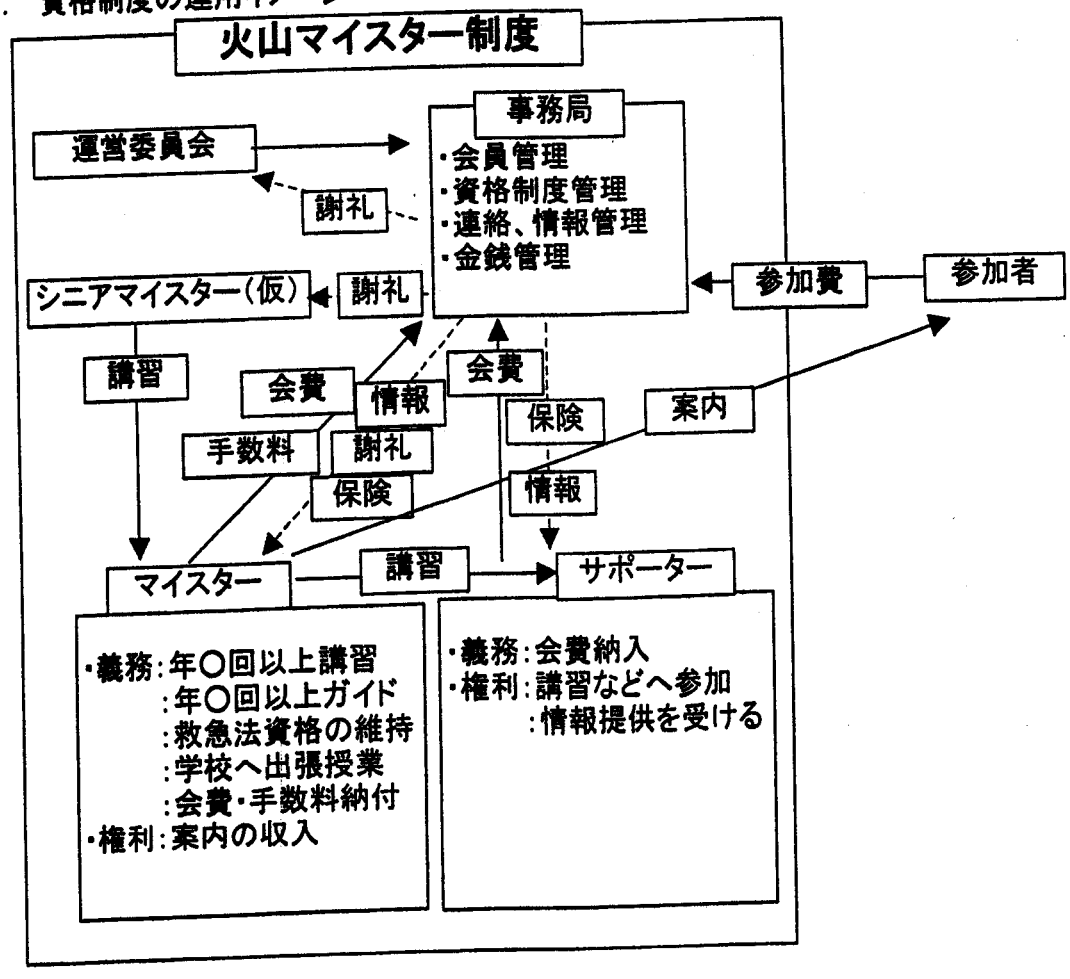

?

ある民間資格制度の例(MFAジャパン:救急法資格)
・資格取得には受講料とレッスン受講が必要
・教える側(インストラクター)資格は別途レッスンと受講料必要
・インストラクター資格維持には、規定の会費とノルマあり
→ 本部より専用のテキストなど購入
→ 参加費の○%本部へ納入
→ 参加費は○○円以上
→ 年間○人以上に教えないと資格剥奪
→ 本部より有料で用具のレンタルなど

具体事業

1.「(仮称)北海道フットパス」事業

写真提供:JTB Hokkaido Corp

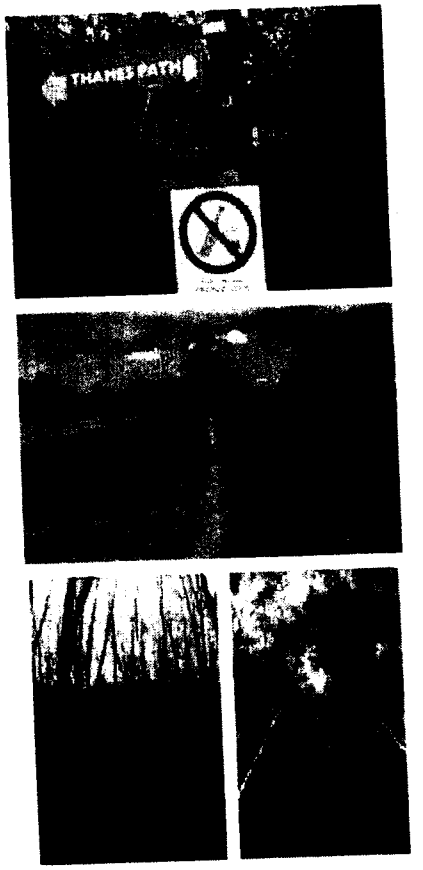

■イギリス発祥　フットパスの3種

- ○ パブリック・フットパス　・・・人が歩くだけの道
- ○ パブリック・ブライドルウェイ　・・・馬や自転車通行可能
- ○ バイウェイ　・・・人や馬や車に乗った人が通れる
- ○ 都市型フットパスを含め、イギリス全土で22万キロが整備

■北海道フットパス構想

- ○ 洞爺湖の整備をスタートに道内10万キロのネットワーク化を図る
- ○ 「ウォーキング」・「ホーストレッキング」・「自転車」・「歩くスキー」など
- ○ エコ・グリーンツーリズムのツール
- ○ 健康維持、医療費削減、自然、景観、農村の保全と環境意識の高揚

■北海道フットパスが結ぶもの

- ○ 「人と人」「地域と地域」の交流、「文化、産業」の交流
- ○ 歩道、バイウェイ、一般道、道の駅、観光施設、観光ポイント
- ○ 道内の既存の「25箇所のフットパス」と「1000箇所超の歩く道」

北海道経済連合会 HPより

フットパスとは？(Footpath)

▼フットパスとは、「歩く道」のこと。
▼もともと「フットパス」とは英国で発達したもので、パブリック・フットパス(公共遊歩道)とも呼ばれ「歩行者用の小径」を意味する。
▼北海道でも、自治体や地域グループにより歩く道(＝フットパス)の整備が活発になっている。
(別紙① 例参照)

→「歩く道」 ＝ 「遊歩道・歩道・散歩道(獣道でも可)」
＝ 過度な整備を必要としない
→ 道内及び国内一般的には、市民など草の根運動的にルートを整備している。
→ 日本では歩くことにある程度の「目的」が必要となる。

現在の動き:

→ 北海道が洞爺湖サミットに向けた観光アクションプランの一つにフットパスを宣言
(別紙①参照)
→ 洞爺湖は整備重点地域となっています。
→ 現在4～5ルートが優先整備ルートとして提案されています。
(別紙マップ①参照)
→ その中でも、火山を巡るルートが最優先ルートとして提案されています。
(別紙マップ②参照)

課題:

1. 火山マイスター制度が希望するルートと似ている、又はほぼ同じルートである
→ フットパスとしてオープンした際に、入場などにコントロールをかける必要か？
→ 火山の危険性、山岳の危険性、歩く顧客層の把握と適切な案内(事前・当日？)

では、入場者をコントロールするとして、どうするか？

2. 有珠山ルートを開放するとして、誰が案内するのか？
→ 案内を付けなくても大丈夫にする？
→ 地元で案内をしている人、組織などに限定する
→ 一般的に山岳などを案内する人材・組織などに限定する
→ 火山マイスターなど適切な人材・組織などに限定する

3. 入場者に対して何らかの規制が必要か？
→ いらない(完全に自己責任＝日本では無理)
→ 服装や装備などに限定事項を付ける(ヘルメット、トレッキングシューズなど)
→ しかるべき保険に加入を義務づける(誰が加入？)
→ 目的が学習でなければ入れない(教育旅行は良いが、一般はダメ？)

4. 遊歩道など道や他の管理は誰がする？
→ 火山サポーターなど関係者で行う？(予算は？)
→ 地元行政主体で行う(予算はどこから？理解を得られるか？)
→ そこを利用する団体や個人から「管理協力金」などを徴収して当てる？

別紙①

道内にあるフットパスルート例）

黒松内	黒松内フットパス
ニセコ	ニセコ・フットパス
中標津	北根室RANCH WAY （※RANCH＝大牧場）
根室	（厚床から別当賀の酪農郷を結び、人と人とを結ぶ歩く道. 厚床パス・初田牛パス・別当賀パス）
恵庭市	恵庭フットパス
士別町	士別町：かわにしの丘フットパス
白老町	ウヨロ川フットパス
新得町	新得山FOOT PATH、旧狩勝線のフットパス
滝川市	たきかわエコ・フットパス
弟子屈町	AKWay
南幌町	運河・駅逓ロード
根室市	三里浜フットパス（タラソテラピー・ロード）
	根室フットパス
函館市	維新の道
稚内市	宗谷丘陵フットパス
東京都	NPO法人日本トレッキング協会
	多摩丘陵フットパス

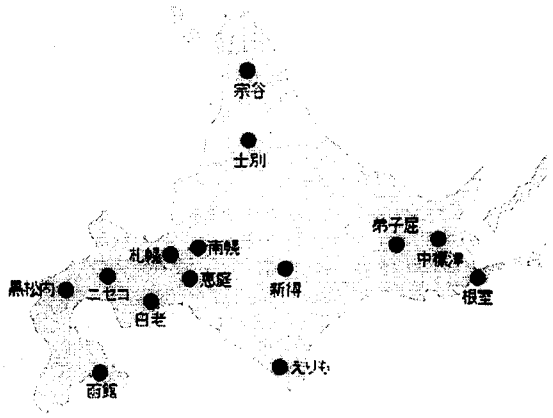

以上「根室フットパス」ホームページより
http://www.nemuro-footpath.com/hkk-footpath/

洞爺湖サミット　観光振興案を道が策定　空港、沿道「花いっぱい」に
散策路は目標10万キロ（2007/11/04）北海道新聞 1面

道は三日、来年七月の北海道洞爺湖サミットに向けた「観光振興アクションプラン（行動計画）」案をまとめた。サミット主会場の洞爺湖周辺や新千歳空港を花で埋め尽くす「花いっぱい作戦」や、フットパス（景観を楽しむ散策路）の整備拡充などで、健康や癒やし、自然との調和を意識した内容になっている。政府が今月開催予定の「観光立国推進戦略会議」（座長・牛尾治朗ウシオ電機会長）に提案し、国の支援を仰ぐ考えだ。

行動計画案は、サミット開催期間中の事業と、中長期的計画を織り交ぜた計二十六項目で構成。三日、札幌市を訪れた冬柴鉄三国土交通相にも案を提出した。具体的な事業は「花いっぱいでお出迎えプロジェクト」と「北海道フットパス事業」が二本柱となっている。

「花いっぱい」では、サミットの主会場や関連施設の敷地内、道内各空港、それらの周辺道路で植栽やプランターの設置を進める。新千歳空港周辺の敷地では、飛行機から見える「花の地上絵」を描く。さらに道内各地（目標二百カ所）でイベント「ガーデンアイランド北海道2008」を同時開催し、道民運動としても展開する。

「フットパス事業」は各地のウオーキングルートや自然遊歩道などで、自然や農村の景観を保全しながらトイレ、休憩所、案内板などを整備。英国発祥の「フットパス」の普及を進める。当面はサミット開催地の洞爺湖周辺をモデル地区に位置づけ、最終的に道内十万キロのネットワーク化を目指す。

このほかサミット開催に合わせ、洞爺湖温泉街で、空き店舗に観光PRコーナーを設置することや、JR北海道が開発した環境負荷の少ない鉄陸両用車両「デュアル・モード・ビークル」（DMV）の試験運行を行うことも盛り込んだ。

ただ、計画全体を道が単独で推進するのは困難。道は観光立国化を目指す政府の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」などと連動し、国の支援を取り付けることで予算を確保したい意向だ。

エコツーリズム推進法の枠組み

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

○環境問題への関心の高まり
　→実際に自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要
○観光による自然への悪影響（踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等）
　→自然保護に配慮した観光の推進

推進の枠組み

基本理念

○自然環境への配慮　○観光振興への寄与
○地域振興への寄与　○環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

○市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。

○協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。

→ エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置等を規定。

全体構想の認定・保護措置

○市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。

○認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。

○市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

※主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

自然を守りながら、自然とふれあい、遊び、学ぶ

さぁ、はじめよう、エコツーリズム！

「エコツーリズム推進法」が成立しました。

エコツーリズム推進法

平成19年6月に議員立法により
「エコツーリズム推進法」
が制定されました。
平成20年4月に施行される予定です。

エコツーリズムとは

旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことを指します。

エコツアーでは、ガイドは大きな役割を担っています。旅行者はガイダンスを通じて、地域の自然や文化をより深く理解することができます。

Ecotourism

これまでの環境省の取組

平成15年11月に環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」が設置され、平成16年6月に我が国におけるエコツーリズムの普及・定着のため5つの推進方策をとりまとめました。

- エコツーリズム憲章：理念をわかりやすく伝えます。
- エコツアー総覧：旅行者とエコツアー実施事業者を結びつけるＨＰです。（http://ecotourism.jp）
- エコツーリズム大賞：エコツーリズムを実践する地域や事業者の取組を表彰しています。
- エコツーリズム推進マニュアル：基本的な手法やポイントをまとめたマニュアルです。（平成19年度に改定予定）
- エコツーリズムモデル事業：13のモデル地区を選定し、各地区の状況に応じた支援を平成16年度から平成18年度の3年間実施しました。現在は、世界自然遺産地域やその候補地、国立公園等において取り組みを行っています。

成立の背景

Ecotourism

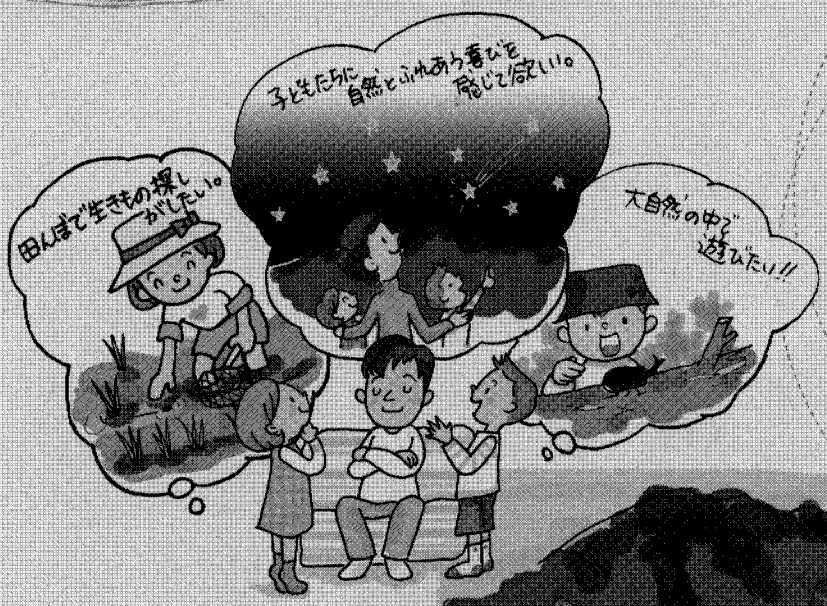

エコツーリズムの普及や
環境問題への関心が高まっています。
一方、一部の地域では過剰な利用などにより
自然環境に劣化が生じている
事例が見られるようになりました。

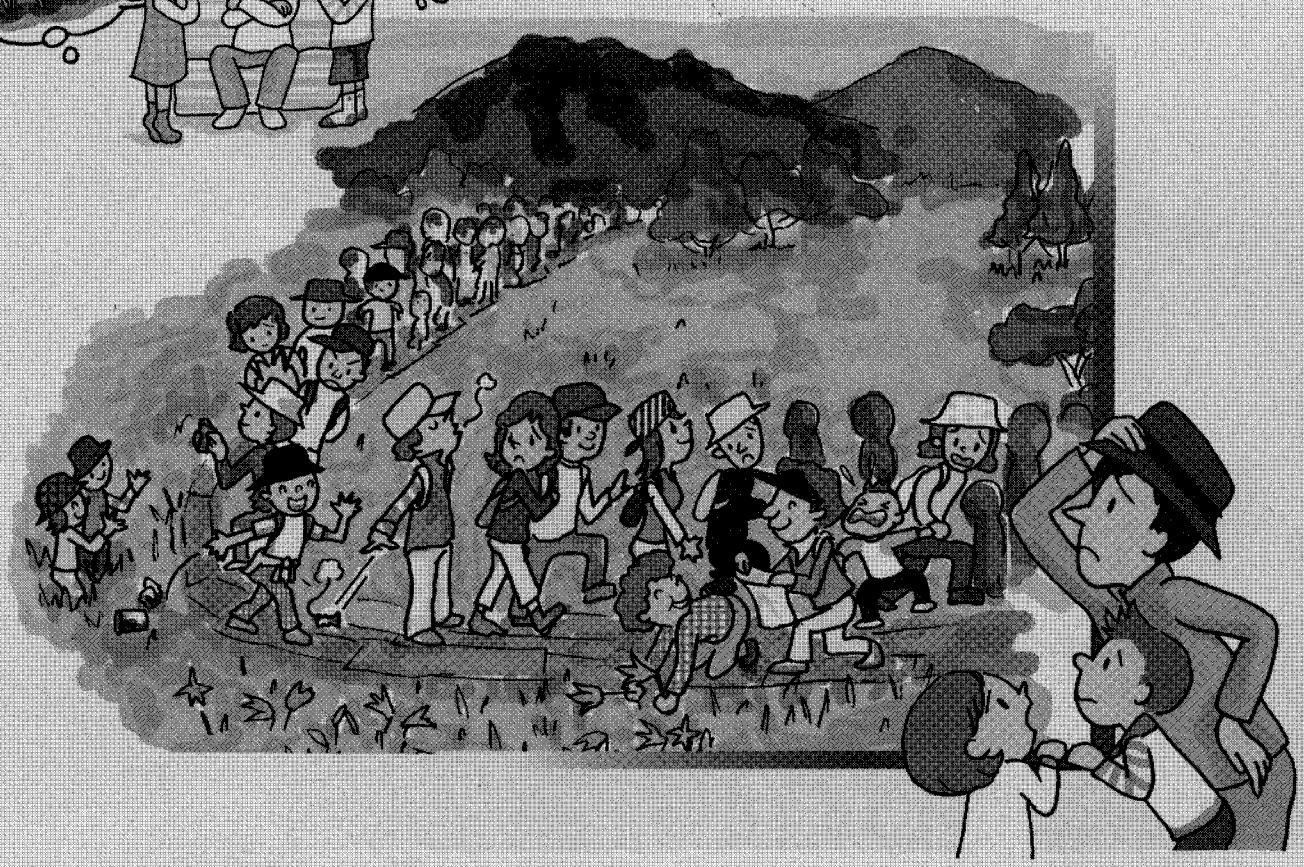

事例紹介

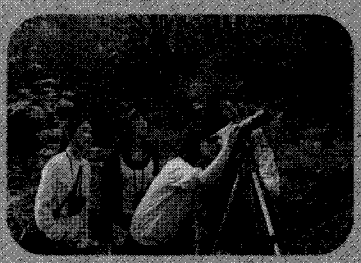

軽井沢
観光客を対象に顧客満足度を重視した様々なエコツアーを実施。同時に野生動植物の保護管理等も実践。

西表島
オーバーユース（過剰利用）対策としての仲間川の保全協定を策定。

エコツーリズム推進法

目的

地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律です。エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的としています。

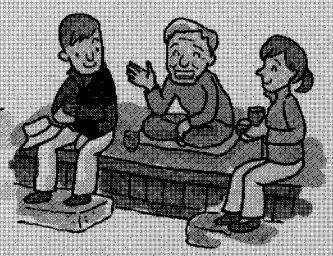

自然観光資源の定義

私たちの暮らしは、自然と密接に関わり、自然と共生してきました。自然環境の保全を考えていく上で、自然と密接に関連する人々の生活文化についても目を向ける必要があります。

「自然観光資源」には動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗慣習など伝統的な生活文化に関わるものも含まれます。

自然観光資源の例

コウモリの住む洞窟

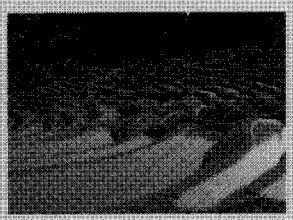

棚田

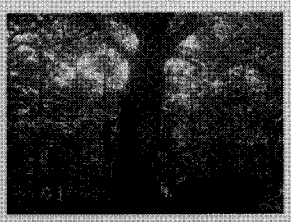

ブナの巨木

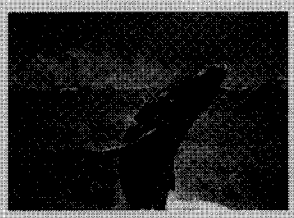

クジラ

カバタ
湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用

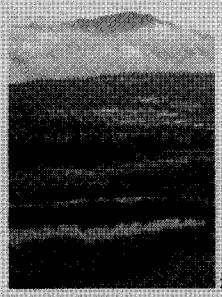

湿原

事例紹介

屋久島地区（上屋久町、屋久町）
ガイド事業者や行政、そのほか多数の関係者との話し合いを経て、エコツアーガイドの登録制度を開始。

佐世保地区（佐世保市）
様々な主体の参加を得て、エコツーリズムによる地域資源を再発掘。第3セクターが中心となった推進体制を構築。

飯能・名栗地区（飯能市）
事前協議制度による質の担保や地域住民の参画意識の高まりが実現し、様々な主体によるエコツアーを展開。

の概要

Ecotourism

基本理念

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるためには、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を図り、これらをうまく両立させなくてはいけません。法律にはこの四つの項目を基本理念として位置づけています。

自然環境に配慮しましょう

地域の観光の活性化に結びつけましょう

地域への誇りや生きがいの創出の場に結びつけましょう

自然の大切さを学びましょう

エコツーリズム推進法

国の役割

国は、基本理念をもとにエコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めます。
また、地域での取り組みの活動状況の公表や協議会への技術的助言、情報の収集、広報活動などにより、エコツーリズムを推進していく地域に対して支援を行っていきます。
さらに、市町村から申請された「エコツーリズム推進全体構想」の認定を行います。

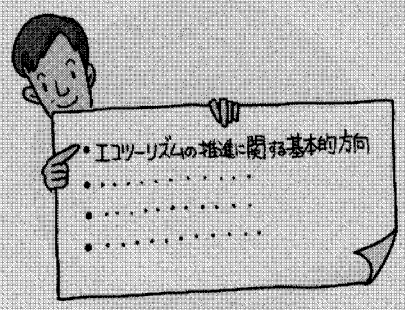

市町村長は、協議会が作成した全体構想を主務大臣に報告します。認定を求める場合は、認定を申請します。

市町村の役割

エコツアーに係わる事業者、地域住民、NPO法人、専門家、土地の所有者、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する人、国や県などの関係行政機関など、地域みんなで話し合いの場（エコツーリズム推進協議会）を組織して、自分たちの地域で自然観光資源をどのように守りながら利用していくのかなどをまとめた構想（エコツーリズム推進全体構想）を作成し、運営します。
また、この全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定して保護措置などを図ります。

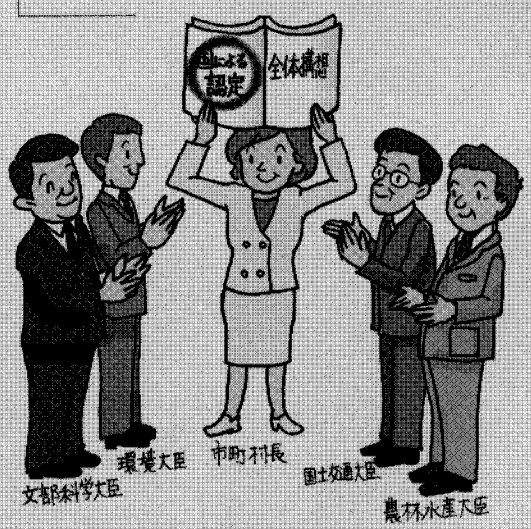

認定申請があった場合は、主務大臣により審査が行われます。主務大臣は基本方針に適合すると認められる全体構想に対して認定を与えます。

の概要

Ecotourism

全体構想が認定されることでできるようになること

1 地域資源の保護	これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。
2 立入りの制限	必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。
3 広報	国が、認定地域の取り組みを全国にPRします。

事例紹介

小笠原地区（小笠原村）
クジラやイルカなどの野生生物や自然環境の観察に際し、いくつもの自主ルールが運用されている。

裏磐梯地区（北塩原村）
エコツーリズムカレッジとそれを契機としたツアープログラムの開発

湖西地区（高島市）
「湖西まるごと体験博」による一括した広報活動や水辺の暮らしに配慮したルール作りにむけて話し合いが行われた。

エコツーリズム推進法のあらまし

1.目的（第1条関係）

エコツーリズムが①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2.定義（第2条関係）

（1）自然観光資源

●動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

●自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

（2）エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

3.エコツーリズムの基本理念（第3条関係）

●自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施すること

●関係事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として実施すること

●地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として実施すること

●環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場としての活用が図られるよう配慮すること

4.基本方針（第4条関係）

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針（内容は(1)から(5)までのとおり）を定めます。

（1）エコツーリズムの推進に関する基本的方向

（2）エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

（3）エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

（4）エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

（5）生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項、その他重要事項

5.エコツーリズム推進協議会（第5条関係）

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、事業者や地域住民、NPO法人、自然環境や観光の専門家、土地所有者、関係行政機関などで構成するエコツーリズム推進協議会（以下、協議会）を組織することができます。

協議会は、エコツーリズムを推進する地域や実施の方法、対象となる自然観光資源を明らかにする全体構想（エコツーリズム推進全体構想）の作成や関係者の連絡調整を行います。

6.全体構想の認定（第6条、第7条関係）

市町村は、組織した協議会が作成した全体構想について主務大臣（環境、国土交通、文部科学、農林水産の各大臣）の認定を受けることができます。

主務大臣は、認定をした全体構想についてインターネットの利用などにより周知します。

7.特定自然観光資源の指定（第8～10条関係）

市町村長は、主務大臣の認定を受けた全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定し、汚損、除去等を禁止することができます。

また、指定した特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合は、立入りについてあらかじめ市町村長の承認を受けるよう制限をすることができます。

8.活動状況の公表等（第11～16条関係）

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表します。また、協議会の構成員に対する技術的な助言などを行います。

9.エコツーリズム推進連絡会議（第17条関係）

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員で構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。

10.罰則（第19条関係）

特定自然観光資源が所在する区域内で禁止されている行為（汚損・損傷、ゴミの投棄、騒音、占拠など）を市町村職員の指示に従わないでみだりに行った場合、30万円以下の罰金に処されます。

11.施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行されます。

みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

環境省

発行　環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室
所在地　〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL　03-3581-3351（代表）

環境省HP　http://www.env.go.jp/
エコツーリズムのススメ
http://www.try-ecotourism.com/
エコツアー総覧
http://ecotourism.jp/

国連持続可能な
開発のための教育の10年

PRINTED WITH SOY INK

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

2007年9月発行